



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 たけびし
代表者名 代表取締役社長 藤原 宏之
(コード番号 7510 東証第1部)
お問合せ先 経営戦略室 企画部
(075) 325-2118

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更について平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 128 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 29 年 3 月 23 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしました通り、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 128 期定時株主総会でのご承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 当社定款第 30 条第 2 項に定める責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額に関して見直しを実施するため、当社定款規定の一部を変更するものです。
なお、当該変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) その他、一部文言及び表現の修正、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

別 紙

定款変更の内容（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第12条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（条文省略）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第20条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">②（条文省略）</p> <p style="padding-left: 40px;">③（条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>②増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第12条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（現行どおり）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第20条 当社の取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>は15名以内とする。</p> <p>②<u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">②（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 40px;">③（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>また取締役会はその決議により顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>役付取締役</u>を若干名選定することができる。</p> <p>また取締役会はその決議により顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役を選任)</u></p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第32条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第33条 監査等委員会は、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第46条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人 第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第42条～第44条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第128期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第128期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>